

証券コード  
1981

# 第75期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2023年6月29日（木曜日）  
午前10時

## 開催場所

東京都中央区入船三丁目8番5号  
当社本店3階ホール  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

## 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 退任取締役および退任  
監査役に対し退職慰労  
金贈呈の件



**株式会社協和日成**

## 株主の皆様へ



代表取締役社長  
**川野 茂**

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
第75期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2023年3月期は、ガス導管工事において難工事による進捗低下に加え、GHP（ガスヒートポンプエアコン）工事において大型案件が減少いたしました。集合住宅における給排水衛生設備工事や戸建住宅のガス設備工事および管路埋設工事が堅調に推移いたしました。一方で、一部の工事において原価率の高い案件の完成があったほか、システムや人材への投資、事業所の建て替え工事を計画どおり実施した結果、前事業年度に比べ増収減益となりました。

当社では現在、2022年度よりスタートした3か年の中期経営計画「STEP 2024」で掲げた施策を展開しており、ガス工事会社という企業イメージから、総合設備工事会社として皆様に認知していただけるよう、建築設備事業強化に向けた取り組みを実施してまいりました。また、株主還元強化、環境への対応、IT導入等による業務効率化、人材育成や安全・品質の向上といった施策も推進してまいりました。

引き続き、サステナビリティ経営を基本方針とした各種施策に取り組むことで、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2023年6月

## 企業理念

### 存在意義『豊かな暮らしのために』

私たちは、安心と心地よさを提供し、  
豊かな未来のためにライフラインを支え、  
社会に貢献します。

### 経営姿勢『お客さまから選ばれ続けるために』

確かな技術と品質で  
お客さまに安心をお届けし、  
社員が安心して働ける  
職場環境をつくります。  
きめ細かな感性でお客さまの信頼に応え、  
ひとを尊重しお互いを信頼し合える  
企業風土をつくります。

### 行動規範『羽ばたき続けるために』

私たちは、常に感性を磨き、感じ・考え、  
自ら行動します。

## 目次

株主の皆様へ	1
第75期定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
<b>株主総会参考書類</b>	
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 取締役10名選任の件	8
第3号議案 監査役4名選任の件	15
第4号議案 退任取締役および退任監査役 対し退職慰労金贈呈の件	19
<b>事業報告</b>	
1. 会社の現況に関する事項	20
2. 会社の株式に関する事項	31
3. 会社の新株予約権等に関する事項	32
4. 会社役員に関する事項	33
5. 会計監査人に関する事項	38
6. 業務の適正を確保するための体制につ いての決定内容の概要	39
7. 業務の適正を確保するための体制の運用 状況の概要	43
計算書類	47
監査報告	50

株主各位

証券コード 1981  
(発送日) 2023年6月9日  
(電子提供措置の開始日) 2023年6月7日

東京都中央区入船三丁目8番5号  
株式会社協和日成  
代表取締役社長 川野 茂

## 第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

[https://www.kyowa-nissei.co.jp/ir/event/event\\_03.html](https://www.kyowa-nissei.co.jp/ir/event/event_03.html)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/1981/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「協和日成」または「コード」に当社証券コード「1981」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1 日 時	2023年6月29日（木曜日）午前10時
2 場 所	東京都中央区入船三丁目8番5号 当社本店3階ホール
3 目的事項	<b>報告事項</b> 第75期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告の内容および計算書類の内容報告の件  <b>決議事項</b> <b>第1号議案</b> 剰余金の処分の件 <b>第2号議案</b> 取締役10名選任の件 <b>第3号議案</b> 監査役4名選任の件 <b>第4号議案</b> 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
4 議決権行使に ついてのご案内	【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 当社では定款の定めにより、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面または電磁的方法により当社にご通知ください。
- 会社法改正により、電子提供措置事項について前記の各ウェブサイトにはアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。  
 なお、電子提供措置事項のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。  
 したがって、当該書面に記載している計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

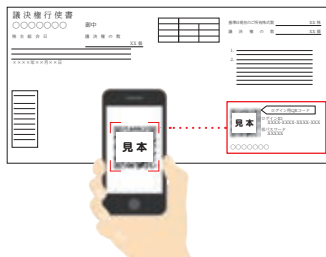


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

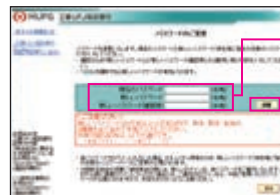
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

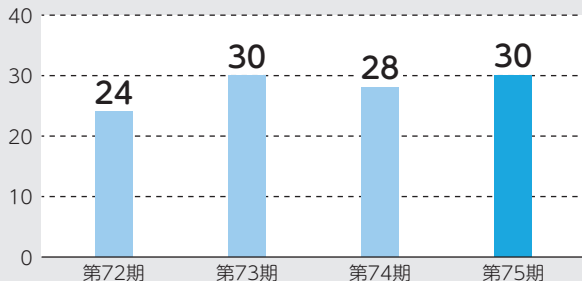
当社の配当方針に基づき、当期の業績等を勘案した結果、第75期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、345,381,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月30日といたしたいと存じます。

#### <ご参考>

#### 1株当たり配当金

(単位：円)



#### 配当方針

経営基盤の強化に留意しつつ、当期の業績ならびに経営環境や今後の事業展開に備えるための内部留保の充実などを総合的に勘案し、長期的かつ安定的な配当を維持・向上することを基本とし、業績に応じた配当を検討するうえで、今次中期経営計画の最終年度となる2024年度に配当性向40%を達成することを目標に、配当性向30%からの引き上げを図ってまいります。なお、非日常的な特殊要因により当期純利益が大きく変動する場合は、その影響を除いて配当金額を決定することがあります。



## 第2号議案

## 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	かわの 野 茂	代表取締役社長社長執行役員	再任
2	ふくしま ひろき 福 島 博 喜	常務取締役常務執行役員 デジタルイノベーション推進室担当役員、 安全品質環境室担当役員兼務	再任
3	もり ただひろ 森 凡 浩	取締役執行役員 コーポレート本部長	再任
4	もり かわ ひさお 森 川 久 男	取締役執行役員 パイプライン事業本部長	再任
5	ささき やすひこ 佐々木 靖 彦	取締役執行役員 エンジニアリング事業本部長	再任
6	ますだ ひろとし 榎 田 博 俊	執行役員 監査室担当役員、企画室担当役員兼務	新任
7	こうの ふみひこ 河 野 文 彦	執行役員 エンジニアリング事業本部ガス設備部長	新任
8	かとう ひろゆき 加 藤 宏 行	執行役員 コーポレート本部総務部長	新任
9	いけだ としお 池 田 俊 雄	取締役	再任 社外 独立
10	いし しま けんいちろう 石 島 健 一郎	-	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者  
番号

1



再任

かわの  
**川野**

しげる  
**茂** (1954年5月12日生)

所有する当社の株式数……26,100株  
在任年数……………18年  
取締役会出席状況……………14/14回

### 略歴、当社における地位および担当

1973年4月	当社入社	2008年10月	東京ガスライフバル西むさし株式会社取締役
2001年6月	当社ガス設備事業部長	2013年6月	当社専務取締役専務執行役員営業本部長、ガス設備事業本部長兼務
2003年6月	当社執行役員総合企画室長	2017年4月	当社専務取締役専務執行役員ガスエンジニアリング事業本部長（東京ガスリテイリング株式会社担当）
2005年6月	当社取締役常務執行役員ガス設備事業本部長	2019年4月	当社代表取締役社長社長執行役員（現任）
2007年6月	当社常務取締役常務執行役員ガス設備事業本部長、エネスタ事業本部長兼務		

### 重要な兼職の状況

### 取締役候補者とした理由

川野茂氏は、2005年6月に取締役常務執行役員に就任し、2019年4月からは代表取締役社長として経営の指揮を執るとともに、当社の将来に向けた成長基盤の構築に貢献してきました。同氏には、当社の経営者としての豊富な経験や知見に基づく取締役会の意思決定・監督強化への貢献が期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2



再任

ふくしまひろき  
**福島博喜** (1970年8月2日生)

所有する当社の株式数……7,100株  
在任年数……………10年  
取締役会出席状況……………14/14回

### 略歴、当社における地位および担当

2006年3月	当社入社	2019年6月	当社常務取締役常務執行役員エンジニアリング事業本部長、エンジニアリング事業本部建築設備部長兼務
2009年6月	当社執行役員経営企画室副室長	2022年4月	当社常務取締役常務執行役員デジタルイノベーション推進室担当役員
2011年6月	当社執行役員建築土木事業本部電設土木事業部長	2023年4月	当社常務取締役常務執行役員デジタルイノベーション推進室担当役員、安全品質環境室担当役員兼務（現任）
2013年6月	当社取締役執行役員建築土木事業本部電設土木事業部長		
2016年5月	当社取締役執行役員営業本部副本部長、建築土木事業本部副本部長、建築土木事業本部電設土木事業部長兼務		

### 重要な兼職の状況

### 取締役候補者とした理由

福島博喜氏は、2009年6月に執行役員に就任して以降、企画室副室長、電設土木事業部長、営業本部副本部長、建築土木事業本部副本部長、エンジニアリング事業本部長を歴任してきました。同氏は、現在、デジタルイノベーション推進室担当役員兼安全品質環境室担当役員として、豊富な経験を活かし、その職責を適切に果たしております。同氏は、豊富な経験に基づく高い専門的知見を有しており、当社の企業価値のさらなる向上への貢献が期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3



再任

もり 森  
ただ ひろ 凡 浩 (1960年5月7日生)

所有する当社の株式数 ……3,600株  
在任年数 ……………4年  
取締役会出席状況 ……………14/14回

**略歴、当社における地位および担当**

1983年4月	日成建設株式会社（1987年12月株式会社日成に商号変更）入社	2020年7月	当社取締役執行役員コーポレート本部副本部長、コーポレート本部経理部長兼務
2011年6月	当社財務企画本部経理部長	2021年4月	当社取締役執行役員コーポレート本部部長、コーポレート本部経理部長兼務
2015年6月	当社執行役員財務企画本部経理部長	2021年7月	当社取締役執行役員コーポレート本部部長（現任）
2017年4月	当社執行役員コーポレート本部管理部長		
2019年6月	当社取締役執行役員コーポレート本部経理部長		

**重要な兼職の状況**

—

**取締役候補者とした理由**

森凡浩氏は、永年にわたり経理部門に従事し、2015年6月に執行役員に就任して以降、経理部長、管理部長、コーポレート本部副本部長を歴任してきました。同氏は、現在、コーポレート本部部長として、豊富な経験を活かして、その職責を適切に果たしております。同氏は、豊富な経験に基づく高い専門的知見を有しており、当社の企業価値のさらなる向上への貢献が期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

4



再任

もり 森  
かわ ひさ お 川 久 男 (1961年3月11日生)

所有する当社の株式数 ……11,400株  
在任年数 ……………2年  
取締役会出席状況 ……………14/14回

**略歴、当社における地位および担当**

1979年4月	当社入社	2021年6月	当社取締役執行役員パイプライン事業本部ガス導管部長
2013年6月	当社執行役員ガス導管事業本部東京西事業所長	2022年4月	当社取締役執行役員パイプライン事業本部副本部長、パイプライン事業本部ガス導管部長兼務
2019年4月	当社執行役員パイプライン事業本部ガス導管部長	2023年4月	当社取締役執行役員パイプライン事業本部部長（現任）

**重要な兼職の状況**

—

**取締役候補者とした理由**

森川久男氏は、永年にわたりガス導管部門に従事し、2013年6月に執行役員に就任して以降、東京西事業所長、東京東事業所長、ガス導管部長、パイプライン事業本部副本部長を歴任してきました。同氏は、現在、パイプライン事業本部部長として、豊富な経験を活かして、その職責を適切に果たしております。同氏は、豊富な経験に基づく高い専門的知見を有しており、当社の企業価値のさらなる向上への貢献が期待できるため、今回、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

5



再任

候補者  
番号

6



新任

さ さ き や す ひ こ  
佐々木 靖彦 (1962年11月3日生)

所有する当社の株式数 ……………一株  
在任年数 ……………2年  
取締役会出席状況 ……………14/14回

#### 略歴、当社における地位および担当

1983年4月	東京ガス株式会社入社	2021年6月	当社取締役執行役員エンジニアリング事業本部副本部長、エンジニアリング事業本部ガス設備部長兼務
2020年4月	当社へ出向 当社執行役員エンジニアリング事業本部副本部長	2022年4月	当社取締役執行役員エンジニアリング事業本部長（現任）

#### 重要な兼職の状況

—

#### 取締役候補者とした理由

佐々木靖彦氏は、東京ガス株式会社において永年にわたり培ったガス業界における豊富な経験を有しており、2020年4月からは執行役員として当社の経営に携わってきました。現在はエンジニアリング事業本部長として、その職責を適切に果たしております。同氏は、豊富な経験に基づく高い専門的知見を有しており、当社の企業価値のさらなる向上への貢献が期待できるため、今回、取締役として選任をお願いするものであります。

ま す だ ひ ろ と し  
榎 田 博 俊 (1968年4月24日生)

所有する当社の株式数 ……………400株  
在任年数 ……………一年  
取締役会出席状況 ……………一回

#### 略歴、当社における地位および担当

1991年4月	株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行	2022年4月	当社執行役員デジタルイノベーション推進室長
2021年5月	当社へ出向	2023年1月	当社執行役員監査室副担当役員、企画室副担当役員兼務
2021年6月	当社執行役員コーポレート本部経理部長	2023年4月	当社執行役員監査室担当役員、企画室担当役員兼務（現任）

#### 重要な兼職の状況

—

#### 取締役候補者とした理由

榎田博俊氏は、株式会社三菱UFJ銀行において永年にわたり培った豊富な経験を有しており、2021年6月からは執行役員として当社の経営に携わってきました。現在は監査室担当役員兼企画室担当役員として、その職責を適切に果たしております。同氏は、豊富な経験に基づく高い専門的知見を有しており、当社の企業価値のさらなる向上への貢献が期待できるため、今回、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

7



新任

候補者  
番号

8



新任

こう の ふみ ひこ  
**河野文彦** (1962年7月11日生)

所有する当社の株式数 ……4,700株  
在任年数 ……一年  
取締役会出席状況 ……一回

略歴、当社における地位および担当

1982年4月	日成建設株式会社 (1987年12月株式会社日成に商号変更) 入社	2022年4月	当社執行役員エンジニアリング事業本部ガス設備部長 (現任)
2019年6月	当社執行役員パイプライン事業本部東京西事業所長		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

河野文彦氏は、永年にわたりガス設備部門に従事し、2019年6月に執行役員に就任して以降、東京西事業所長、住宅設備営業部長を歴任してきました。同氏は、現在、ガス設備部長として、豊富な経験を活かし、その職責を適切に果たしております。同氏は、豊富な経験に基づく高い専門的知見を有しており、当社の企業価値のさらなる向上への貢献が期待できるため、今回、取締役として選任をお願いするものであります。

か とう ひろ ゆき  
**加藤宏行** (1965年5月8日生)

所有する当社の株式数 ……4,000株  
在任年数 ……一年  
取締役会出席状況 ……一回

略歴、当社における地位および担当

1986年11月	当社入社	2018年4月	当社入社
2008年10月	東京ガスライフバル西むさし株式会社社へ転籍	2019年4月	当社コーポレート本部総務部長
2014年6月	同社執行役員総務部長	2021年6月	当社執行役員コーポレート本部総務部長 (現任)
2015年3月	同社取締役執行役員ライフサポート部長		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

加藤宏行氏は、東京ガスライフバル西むさし株式会社において永年にわたり培ったガス業界における豊富な経験を有しており、2021年6月からは執行役員として当社の経営に携わってきました。現在は総務部長として、その職責を適切に果たしております。同氏は、豊富な経験に基づく高い専門的知見を有しており、当社の企業価値のさらなる向上への貢献が期待できるため、今回、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

9



再任

社外

独立

候補者  
番号

10



新任

社外

独立

い け だ と し お  
**池 田 俊 雄** (1955年9月18日生)

所有する当社の株式数 ……700株  
在任年数 ……2年  
取締役会出席状況 ……14/14回

### 略歴、当社における地位および担当

1979年4月	東京ガス株式会社入社	2016年7月	新コスモス電機株式会社執行役員
2010年4月	株式会社リビング・デザインセンタ 一代表取締役社長	2017年6月	同社取締役上席執行役員
2013年6月	株式会社カンドー専務取締役 東京ガスライフバルカンドー株式会 社代表取締役社長	2018年5月	同社取締役上席執行役員 新潟コスモス株式会社代表取締役 当社取締役（現任）
		2021年6月	

### 重要な兼職の状況

### 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

池田俊雄氏は、永年にわたり新コスモス電機株式会社および複数の企業において経営に携わった豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏には、複数の企業において取締役として培った豊富な経験を活かし、客観的・中立的な立場で経営を監督し、当社取締役会の活性化および当社の企業価値のさらなる向上への貢献が期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

い し じ ま けんいちろう  
**石 島 健 一 郎** (1963年10月8日生)

所有する当社の株式数 ……1株  
在任年数 ……1年  
取締役会出席状況 ……1回

### 略歴、当社における地位および担当

1988年4月	朝日生命保険相互会社入社	2020年10月	朝日新会社設立準備株式会社（現な ないろ生命保険株式会社）取締役 （非常勤）
2017年4月	同社執行役員代理店事業本部長	2021年4月	なないろ生命保険株式会社代表取締 役社長（現任）
2018年4月	同社担当執行役員	2021年10月	朝日生命保険相互会社取締役（非常 勤）（現任）
2018年7月	同社取締役執行役員		
2020年4月	同社取締役常務執行役員		

### 重要な兼職の状況

朝日生命保険相互会社取締役（非常勤）  
なないろ生命保険株式会社代表取締役社長

### 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

石島健一郎氏は、永年にわたり朝日生命保険相互会社および他の企業において経営に携わった豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏には、複数の企業において取締役として培った豊富な経験を活かし、客観的・中立的な立場で経営を監督し、当社取締役会の活性化および当社の企業価値のさらなる向上への貢献が期待できるため、今回、取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 梶田博俊氏、河野文彦氏、加藤宏行氏および石島健一郎氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 池田俊雄、石島健一郎の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 池田俊雄氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、池田俊雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、池田俊雄氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、石島健一郎氏が社外取締役に選任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役ならびに執行役員であり、保険料については、当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。また、当該保険契約は1年毎に契約更新しており、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
8. 当社は、池田俊雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
9. 石島健一郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案

### 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者  
番号

1

こ だいら こう いち  
古 平 光 一 (1957年12月3日生)

所有する当社の株式数 ……6,500株  
在任年数 ……一年  
取締役会出席状況 ……一回



新任

#### 略歴、当社における地位

1980年4月	当社入社	2017年6月	当社取締役執行役員ガスエンジニアリング事業本部ガス導管部長
2005年1月	当社ガス設備事業本部ガス設備部長	2019年4月	当社取締役執行役員パイプライン事業本部長
2007年6月	当社執行役員ガス設備事業本部ガス設備部長	2019年6月	当社常務取締役常務執行役員パイプライン事業本部長
2017年4月	当社執行役員ガスエンジニアリング事業本部ガス導管部長	2023年4月	当社常務取締役社長付（現任）

#### 重要な兼職の状況

#### 監査役候補者とした理由

古平光一氏は、永年にわたりガス設備部門に従事し、2007年6月に執行役員に就任して以降、ガス設備部長、ガス導管部長、パイプライン事業本部長を歴任してきました。同氏は、現在、常務取締役として、豊富な経験を活かして、その職責を適切に果たしております。同氏は、豊富な経験に基づく高い専門的知見を有しており、それらを当社の監査に活かしていただきたいため、監査役として選任をお願いするものであります。



候補者  
番号

2



新任

の むら いく お  
**野村 郁雄** (1957年11月14日生)

所有する当社の株式数 ……5,900株  
在任年数 ……一年  
取締役会出席状況 ……一回

略歴、当社における地位

1976年4月	当社入社	2019年4月	当社取締役執行役員安全品質管理本部長、安全品質管理本部品質管理部長兼務
2011年6月	当社執行役員ガス導管事業本部東京南事業所長	2021年4月	当社取締役執行役員安全品質管理室担当役員
2017年4月	当社執行役員ガスエンジニアリング事業本部ガス設備部長	2023年4月	当社取締役（現任）
2017年6月	当社取締役執行役員ガスエンジニアリング事業本部ガス設備部長		

重要な兼職の状況

監査役候補者とした理由

野村郁雄氏は、永年にわたりガス導管部門に従事し、2011年6月に執行役員に就任して以降、東京南事業所長、東京東事業所長、ガス設備部長、安全品質管理本部長、品質管理部長、安全品質管理室担当役員、安全品質環境室担当役員を歴任してきました。同氏は、現在、取締役として、豊富な経験を活かして、その職責を適切に果たしております。同氏は、豊富な経験に基づく高い専門的知見を有しており、それらを当社の監査に活かしていただきたいため、監査役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3



再任

社外

独立

たち  
**館** あかね  
**茜** (1980年9月6日生)

所有する当社の株式数 ……1,300株  
在任年数 ……4年  
取締役会出席状況 ……14/14回

略歴、当社における地位

2003年10月	株式会社ジェイエアアメニティーハウス入社	2012年2月	株式会社由比企画取締役（現任）
2008年10月	先崎昌司税理士事務所入所	2013年8月	税理士登録
2009年4月	由比税理士事務所入所	2019年6月	当社監査役（現任）
		2022年1月	由比税理士法人代表社員（現任）

重要な兼職の状況

株式会社由比企画取締役  
由比税理士法人代表社員

監査役候補者とした理由

館茜氏は、税理士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいため、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

4

やまのうち  
**山内**

さとる  
**暁** (1959年5月14日生)

所有する当社の株式数 ……………一株  
在任年数 ……………一年  
取締役会出席状況 ……………一回



新任

社外

独立

### 略歴、当社における地位

1982年4月	株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行	2015年7月	三菱UFJ国際投信株式会社常務取締役
2010年6月	国際投信投資顧問株式会社執行役員	2018年6月	同社常務執行役員
2012年6月	同社常務取締役	2019年6月	三菱化工機株式会社取締役監査等委員（常勤）（現任） （2023年6月退任予定）

### 重要な兼職の状況

—

### 監査役候補者とした理由

山内暁氏は、金融機関において永年培ってきた豊富な知識および経験があり、財務、会計および監査に関する相当程度の知見を有しており、それらを当社の社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいため、今回、監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 古平光一氏、野村郁雄氏および山内暁氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  3. 舘茜、山内暁の両氏は、社外監査役候補者であります。
  4. 舘茜氏は、現在当社の社外監査役であります。同氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
  5. 当社は、舘茜氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、舘茜氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
  6. 当社は、山内暁氏が社外監査役に選任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
  7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役ならびに執行役員であり、保険料については、当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。また、当該保険契約は1年毎に契約更新しており、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
  8. 当社は、舘茜氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
  9. 山内暁氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

## (ご参考) 株主総会後の取締役および監査役の専門性ならびに経験 (スキル・マトリックス)

本招集通知記載の取締役候補者および監査役候補者が保有する主な専門性や経験等のスキルに関する状況は、次のとおりであります。

	氏名	役位	専門性・経験						
			企業経営	人事・労務・ 人材開発	営業・ マーケティング	技術・ 安全・品質	リスク管理・ ガバナンス	財務・会計	DX
取締役	川野 茂	代表取締役	○		○	○	○		
	福島 博喜	取締役	○		○				○
	森 凡浩	取締役	○	○				○	
	森川 久男	取締役	○			○	○		
	佐々木 靖彦	取締役	○		○	○			
	榎田 博俊	取締役					○	○	○
	河野 文彦	取締役		○		○			
	加藤 宏行	取締役		○		○			
	池田 俊雄	社外取締役	○		○	○	○		
石島 健一郎	社外取締役	○		○		○	○		
監査役	古平 光一	常勤監査役		○		○	○		
	野村 郁雄	常勤監査役			○	○	○		
	舘 茜	社外監査役	○					○	○
	山内 暁	社外監査役	○				○	○	

(注) 本一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

#### 第4号議案

#### 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます常務取締役癸生川浩樹氏、常務取締役古平光一氏および取締役野村郁雄氏ならびに常勤監査役山口雄司氏および常勤監査役神長建史氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社においてあらかじめ取締役会で定められた役員退職慰労金規程に沿って、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

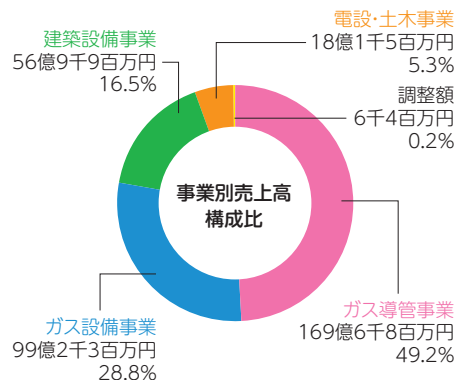
退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
癸生川 浩 樹 けぶかわ ひろ き	2013年6月 当社取締役 2019年6月 当社常務取締役（現任）
古 平 光 一 こ だいら こう いち	2017年6月 当社取締役 2019年6月 当社常務取締役（現任）
野 村 郁 雄 の むら いく お	2017年6月 当社取締役（現任）
山 口 雄 司 やま ぐち ゆう じ	2015年6月 当社常勤監査役（現任）
神 長 建 史 かみ なが たけ し	2017年6月 当社常勤監査役（現任）

以上

## 1 | 会社の現況に関する事項

	第75期 (2023年3月期)	前事業年度比
売上高	344億72百万円	0.7%増
営業利益	11億41百万円	9.3%減
経常利益	13億38百万円	4.6%減
当期純利益	9億33百万円	13.5%減



### (1) 会社の現況に関する事項

#### ① 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国の経済を概観しますと、新型コロナウイルス感染症の対策が進み、経済活動は年度当初から緩やかに持ち直しの動きが続きました。製造業は世界経済の減速を背景に悪化が続いたものの、非製造業ではコロナ禍の景気への下押し圧力が弱まる中、全国旅行支援等の政策効果や、水際対策緩和による訪日外国人数の回復によるインバウンド需要の回復を受け企業収益は改善が続き、設備投資も緩やかな増加がみられました。また、労働力人口が減少する中で企業の人手不足感は強く、雇用情勢も緩やかに改善し、個人消費は外食や宿泊サービスを中心に持ち直しの動きが続きました。

一方で、2022年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻が長期化し、世界情勢が不安定化する中で、エネルギー価格や原材料価格の高騰や円安による物価のさらなる上昇などにより、消費者マインドの悪化や購買力の低下が個人消費に与える影響や企業の業績悪化による設備投資の抑制などが懸念され、景気の先行きは引き続き不透明な状況が続きました。

このような状況の中、不動産・建設業界におきましては、近年の気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化、南海トラフ地震・首都直下地震の発生可能性の切迫を受け、2021年度より始まった「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による防災・減災対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策は、堅調に推移いたしました。また、2022年の新設住宅着工戸数は、新型コロナウイルス感染拡大による住宅需要の抑制の反動や、在宅ニーズの高まりによる住環境の見直しなどもあり、前年を3,045戸上回る859,529戸となり、2年連続で増加しました。一方で、

需要に対する慢性的な技術者不足は改善されておらず、建設資材の価格高騰に伴う建設コストの上昇も相まって工期の長期化やコスト増などが続いており、採算悪化や住宅取得マインドの悪化が懸念される状況が続いていることに加え、猶予期間の終了が残り1年となった時間外労働の上限規制など、先行きを見通した柔軟な対応が一層重要となっております。

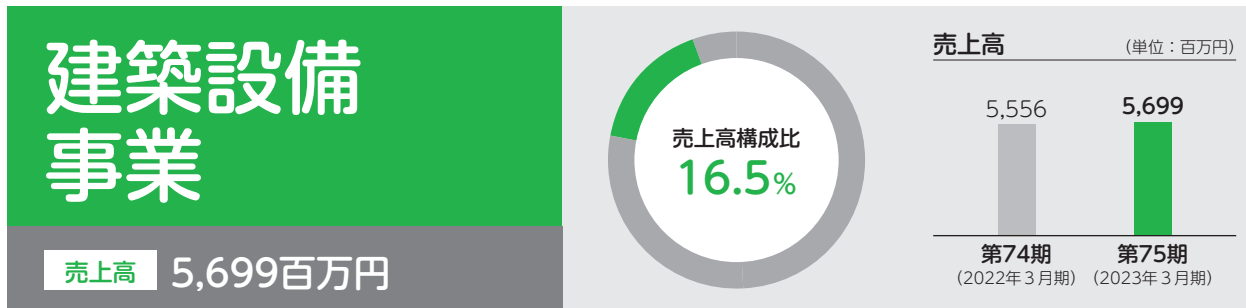
エネルギー業界におきましては、小売全面自由化以来、エネルギー事業者間の競争激化に伴い、電力・ガスともにコスト削減の動きが継続いたしました。それに伴い、当社が受注する主要取引先であるガス事業者の設備投資計画に伴う工事発注方式の変更や、2022年4月に実施された導管事業分離によるガス事業者の政策転換や、当社も含めた工事会社に対する取引方針の見直しなどが懸念され、当社業績への影響度を注視する1年となりました。また、ロシア・ウクライナ情勢の悪化に伴う地政学リスクが顕在化し、エネルギーの安定供給の重要性が見直され、再生エネルギーの活用や脱炭素化への投資が旺盛になりました。

このような経済環境のもと当社におきましては、ガス導管工事において難工事による進捗低下に加え、GHP（ガスヒートポンプエアコン）工事において大型案件が減少いたしました。しかしながら、集合住宅における給排水衛生設備工事および戸建住宅のガス設備工事やLCS（戸建住宅における給排水設備工事）に加え、管路埋設工事が堅調に推移いたしました。この結果、売上高は344億7千2百万円（前事業年度比0.7%増）となりました。

利益面につきましては、建設コスト増加の影響は受注先との価格交渉等により抑制できた案件が多かったものの、一部の工事において原価率の高い案件の完成があったことにより、営業利益11億4千1百万円（同9.3%減）、経常利益13億3千8百万円（同4.6%減）となりました。また、当期純利益につきましては、前年度は投資有価証券売却益7千4百万円を特別利益に計上したため、前事業年度比では13.5%減の9億3千3百万円となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

なお、当社は、当事業年度より、ガス設備事業に含めていた一部工種について、管理所管を変更したため、前事業年度比較については、前事業年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値と比較しております。



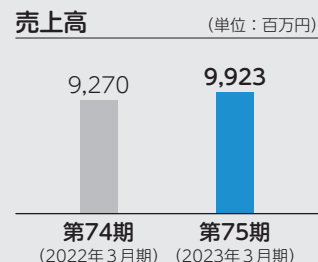
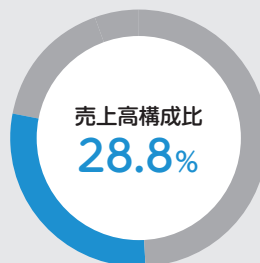
GHP工事が減少いたしました。組織統合による営業部門と施工部門の情報共有や連携強化の結果、集合住宅等の案件の受注が増加し、給排水衛生設備工事や給湯・暖房工事が好調に推移したことに加え、GHPメンテナンス事業が堅調に推移いたしました。この結果、売上高は56億9千9百万円（前事業年度比2.6%増）となりましたが、給排水衛生設備工事やリノベーション工事（排水管ライニング工事を含めた改修工事）において原価率の高い案件の完成が多かったことにより、経常損失4億3千6百万円（前事業年度は4千3百万円の経常損失）となりました。

なお、手持工事高は52億1千万円となりました。



# ガス設備 事業

売上高 9,923百万円



住宅着工戸数が底堅く推移したことに伴い、パワービルダー系の戸建住宅の案件が増加し、ガス設備工事が好調に推移いたしました。施工体制を強化したLCSも、ガス設備工事と同様にパワービルダー系の物件が好調に推移いたしました。また、前事業年度に半導体不足による給湯器の納入遅延の影響により持ち越した案件が多かったことにより機器工事も増加いたしました。この結果、売上高は99億2千3百万円（前事業年度比7.1%増）となり、売上高の増加による利益の増加に加え、利益率の高い案件の完成が多かったことから、経常利益は6億4千9百万円（同101.5%増）となりました。

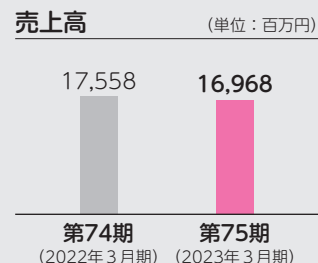
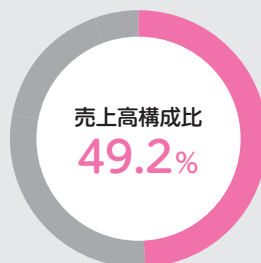
なお、手持工事高は31億9千9百万円となりました。





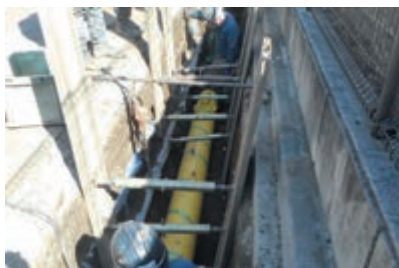
# ガス導管 事業

売上高 16,968百万円



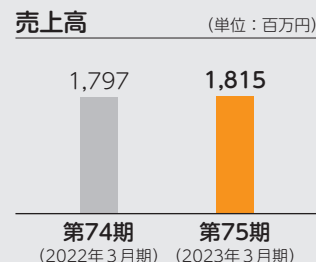
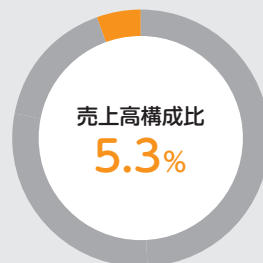
北海道ガス株式会社および静岡ガス株式会社の設備投資計画による工事は堅調に推移いたしました。東京ガスネットワーク株式会社の設備投資計画による受注は堅調に推移したものの、都・国道を含む管口径の大きい難工事が増加したことにより、進捗率が低下いたしました。この結果、売上高は169億6千8百万円（前事業年度比3.4%減）となりましたが、利益面につきましては、前年度は原価率の高い案件の完成が多かったことにより、経常利益は10億6千1百万円（同0.2%増）となりました。

なお、手持工事高は86億2千9百万円となりました。



# 電設・土木 事業

売上高 1,815百万円



現場準備の遅れや曜日限定稼働となる現場があったことなどにより現場稼働率が低下し、水道局関連工事が減少いたしました。東京電力パワーグリッド株式会社の設備投資計画に伴う管路埋設工事において大型案件が完成したほか、ゴルフ場の集客数回復に伴う設備投資が引き続き旺盛となり、イリゲーション工事（緑化散水設備工事およびクラブハウス等の設備工事）が堅調に推移しました。この結果、売上高は18億1千5百万円（前事業年度比1.0%増）となりましたが、利益面につきましては、管路埋設工事等において原価率の高い案件が完成したことにより、経常利益6千2百万円（同3.0%減）となりました。

なお、手持工事高は5億2千8百万円となりました。



## ② 資金調達の状況

該当事項はありません。

## ③ 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は231,250千円で、その主なものは次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容 (セグメント)	投資総額 (千円)	完了年月
千葉出張所 (千葉県千葉市美浜区)	ガス設備工事事務所 (ガス設備事業)	119,430	2023年3月

(注) 上記金額に消費税等は含まれておりません。

事業所名 (所在地)	設備の内容 (セグメント)	投資予定額		着工および完了予定年月	
		総額 (千円)	既支払額 (千円)	着手	完了
GHPメンテ営業所 東京西事業所 (東京都日野市)	建築設備工事事務所 ガス導管工事事務所 (建築設備事業／ガス導管事業)	884,897	307,000	2023年2月	2024年3月

(注) 上記金額に消費税等は含まれておりません。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

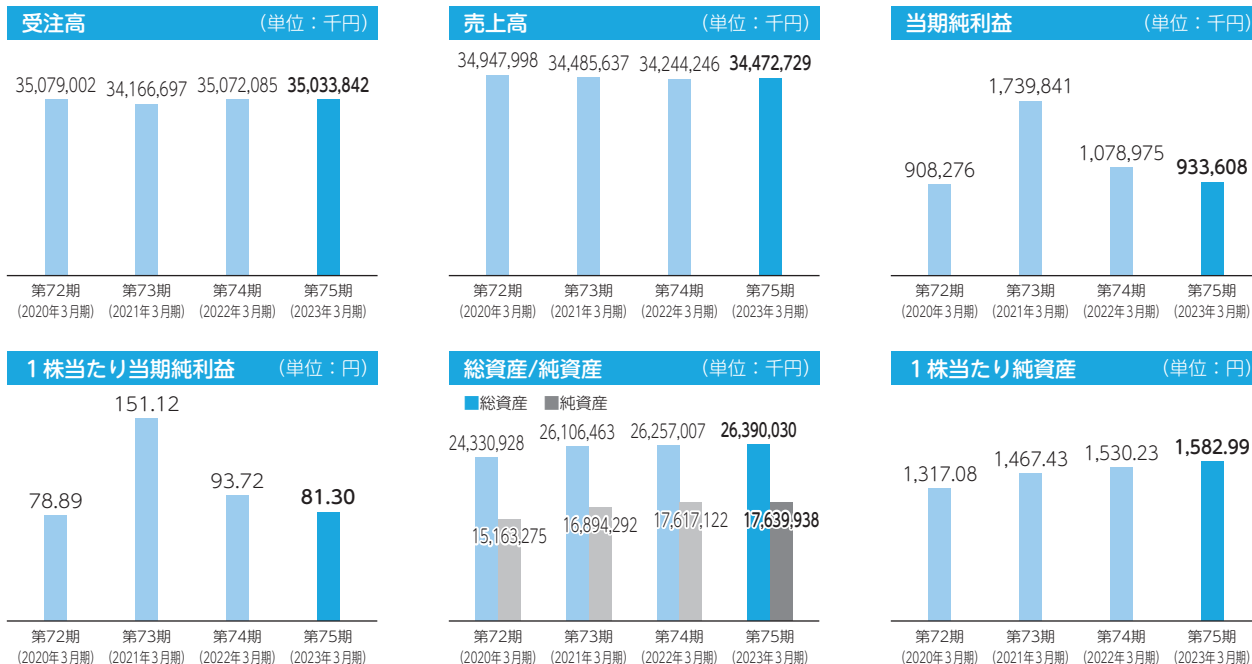
## ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## ⑧ 直前3事業年度の財産および損益の状況



区分		第72期 (2020年3月期)	第73期 (2021年3月期)	第74期 (2022年3月期)	第75期 (当事業年度) (2023年3月期)
受注高	(千円)	35,079,002	34,166,697	35,072,085	35,033,842
売上高	(千円)	34,947,998	34,485,637	34,244,246	34,472,729
当期純利益	(千円)	908,276	1,739,841	1,078,975	933,608
1株当たり当期純利益	(円)	78.89	151.12	93.72	81.30
総資産	(千円)	24,330,928	26,106,463	26,257,007	26,390,030
純資産	(千円)	15,163,275	16,894,292	17,617,122	17,639,938
1株当たり純資産	(円)	1,317.08	1,467.43	1,530.23	1,582.99

## ⑨ 重要な親会社および子会社の状況

記載すべき重要な事項はありません。

## ⑩ 対処すべき課題

2023年度は、エネルギー価格や資機材価格高騰による建設コストの増加が持ち家を中心に住宅取得マインドを抑制する要因となる一方で、これまでコロナ禍で先送りされていた住宅需要の顕在化が見込まれることから、住宅着工戸数は横ばいで推移すると予想されております。また、近年の気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化、南海トラフ地震・首都直下地震の発生可能性の切迫を受け、2021年度より始まった「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による防災・減災対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、建物の耐震性・機能性・防犯性の向上や新しい生活様式に合わせた空間利用のニーズによる既築建物の維持管理・更新市場も堅調に推移することが見込まれております。加えて、主要取引先の設備投資計画についてもほぼ横ばいで推移することが予測されており、当社を取り巻く中期的な事業環境は大きく変化することはないと予想されま

す。しかしながら、2025年度以降当社の売上・利益の大きな柱であるガス導管事業においては、新たな経年管取替工事が主流となるため、売上・利益面において今までと異なった局面を迎えるものと想定されます。また、建設業界における就労者の高齢化と担い手不足、猶予期間の終了が1年後に迫っている時間外労働上限規制の適用など、様々な課題への対応を迫られております。

2023年度は、3か年の中期経営計画「STEP 2024」(Sustainable Evolution Plan)の2年目となります。社会課題解決へ向けて企業への期待が高まる中、前述の事業環境の変化に対応し、社会との共生を図りつつ、100年企業として成長し続けるため、「サステナビリティ経営」を基本方針として、「事業戦略」、「CSRの推進」、「株主還元の強化」、「筋肉質な企業体質作り」、「経営基盤強化」の5つの重要施策を引き続き推進してまいります。

「STEP 2024」では、前中期経営計画に引き続き「変わる・変える・創る」をスローガンに、本中期経営計画期間において、将来を見据えた事業ポートフォリオの構築を図り、同時にかねてからの課題である一社依存度の低減を図ることとしております。

持続的に発展、成長するために、既存の事業領域に加えて、建物内の設備工事を担う建築設備事業を新たな中核事業の一つに育てあげてを「事業戦略」の最重要施策に掲げており、システム導入による営業部門と施工部門における情報共有および連携強化に加え、幅広い顧客ニーズに対応できる一括受注・施工体制をさらに強化し、ガス工事会社という企業イメージから総合設備工事会社として社会的に認知していただくことを目指してまいります。

一方で、2022年4月の東証市場再編を契機に、本年1月には上場維持基準に関する経過措置の終了期間が明確に定められたことに加え、3月には「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」、「建設的な対話に資する『エクस्पライン』のポイント・事例」が公表され、高度なガバナンス体制作りと資本問題への取り組みも従来にも増して重要な経営課題と認識しております。資本コストや資本収益性の分析・評価、改善に向けた方針や目標・計画期間等、具体的な取り組みについて検討する

とともに、コーポレートガバナンス・コード各原則における当社の取り組みの総点検を行ってまいります。

このほか、環境への対応や多様な働き方の実現、1年後に迫った働き方改革への対応や事業運営の基盤となるコンプライアンスも推進してまいります。さらに、基幹システムの刷新を着実に進めていくとともに、ワークフローの見直しやデジタル技術の活用推進等で全社的な業務の効率化を図ってまいります。加えて、建設業にとって欠かすことのできない安全衛生や品質、さらには人権といったサステナビリティリスクを含むリスク管理の実効性の向上にも注力してまいります。

### ⑪ 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社は、主に東京ガスグループのガス設備事業(屋内配管工事・戸建住宅暖冷房給湯工事)、ガス導管事業(本支管理設工事・供給管工事)を主体としておりますが、そのほか建築設備事業(建築工事・給排水衛生設備工事・空気調和設備工事・集合住宅暖冷房給湯工事)、電設・土木事業(電気管路洞道埋設工事・上下水道工事・土木工事)を営み、総合設備工事業として事業活動を展開しております。

### ⑫ 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

本社	東京都中央区
支店	北海道札幌市東区、東京都葛飾区、東京都渋谷区、東京都国分寺市、神奈川県川崎市高津区、千葉県千葉市美浜区、埼玉県さいたま市中央区、静岡県静岡市駿河区
営業所	東京都足立区、東京都世田谷区、東京都国分寺市、東京都西東京市、神奈川県川崎市高津区、神奈川県大和市、埼玉県さいたま市中央区
事業所	東京都葛飾区、東京都立川市、神奈川県大和市、埼玉県さいたま市中央区
出張所	東京都世田谷区、千葉県千葉市美浜区

(注) 2023年4月1日付で、東京西事業所(東京都立川市)と東京南出張所(東京都世田谷区)を統合し、東京南出張所(東京都世田谷区)を廃止いたしました。

### ⑬ 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
778名	1名増	45.4歳	17.6年

(注) 使用人数は、他社への出向者を除き、他社からの受入者は含んでおります。

⑭ **主要な借入先**（2023年3月31日現在）  
該当事項はありません。

⑮ **その他会社の現況に関する重要な事項**  
記載すべき重要な事項はありません。

## 2 | 会社の株式に関する事項 |

### (1) 株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 32,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,512,700株 (自己株式287,300株を除く。)
- ③ 株主数 775名 (うち単元株主数 688名)
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
城北興業株式会社	2,374,400	20.62
東京瓦斯株式会社	1,062,000	9.22
朝日生命保険相互会社	624,000	5.42
株式会社麻生	623,000	5.41
株式会社三菱UFJ銀行	570,000	4.95
株式会社ナガワ	499,800	4.34
株式会社三井住友銀行	400,000	3.47
株式会社アルファロード	394,000	3.42
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	369,300	3.21
北村眞隆	355,900	3.09

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (287,300株) を控除して計算しております。
2. 株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) の所有株式 (369,300株) は、「株式給付信託 (J-ESOP)」制度導入に伴う当社株式であります。
3. 自己株式 (287,300株) には、「株式給付信託 (J-ESOP)」にかかる信託口が保有する株式 (369,300株) は含まれておりません。



## (2) その他会社の株式に関する重要な事項

当社は、2023年2月9日開催の取締役会において、当社の株価や業績への意識を高め業績向上を目指した業務遂行を一層促進し、経済的な効果を株主の皆様と共有することを目的として、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」の導入を決議いたしました。

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し資格等級等に応じたポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

「株式給付信託（J-ESOP）」に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に基づき、総額法を適用しており、「株式給付信託（J-ESOP）」が保有する当社株式は純資産の部に自己株式として表示しております。

## 3 | 会社の新株予約権等に関する事項 |

該当事項はありません。

## 4 | 会社役員に関する事項 |

### (1) 取締役および監査役の状況（2023年3月31日現在）

地位および担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	川野 茂	—
常務取締役 常務執行役員	デジタルイノベーション推進室担当役員 福島 博喜	—
常務取締役 常務執行役員	監査室担当役員、企画室担当役員兼務 癸生川 浩樹	—
常務取締役 常務執行役員	パイプライン事業本部長 古平 光一	—
取締役 執行役員	安全品質環境室担当役員 野村 郁雄	—
取締役 執行役員	コーポレート本部長 森 凡浩	—
取締役 執行役員	パイプライン事業本部副本部長、 パイプライン事業本部ガス導管部長兼務 森川 久男	—
取締役 執行役員	エンジニアリング事業本部長 佐々木 靖彦	—
取締役	初瀬 良治	—
取締役	池田 俊雄	—
常勤監査役	山口 雄司	—
常勤監査役	神長 建史	—
監査役	戸原 健夫	精工化学株式会社社外監査役
監査役	舘 茜	由比税理士法人代表社員 株式会社由比企画取締役

- (注) 1. 取締役初瀬良治、池田俊雄の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役戸原健夫、舘茜の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役戸原健夫氏は、金融機関における永年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役舘茜氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役初瀬良治氏および池田俊雄氏ならびに監査役戸原健夫氏および舘茜氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

6. 取締役以外の執行役員は次のとおりであります。

執行役員の地位および担当	氏名	重要な兼職の状況
執行役員 ファシリティ事業本部長	青山弘之	—
執行役員 パイプライン事業本部広域事業部長	飯塚茂	—
執行役員 パイプライン事業本部静岡支店担当理事	古杉富亮	—
執行役員 ファシリティ事業本部副本部長	大開栄一	—
執行役員 エンジニアリング事業本部住宅設備営業部長、 エンジニアリング事業本部ガス設備部長兼務	河野文彦	—
執行役員 ファシリティ事業本部総合設備営業部長	佐藤和彦	—
執行役員 コーポレート本部総務部長	加藤宏行	—
執行役員 ファシリティ事業本部建築設備部長	吉野守	—
執行役員 エンジニアリング事業本部エンジニアリング計画部長	宮田克紀	—
執行役員 監査室副担当役員、企画室副担当役員兼務	榎田博俊	—

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役ならびに執行役員であり、保険料については、当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。

また、当該保険契約は1年毎に契約更新しており、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## (5) 取締役および監査役の報酬等の総額

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	197,220 (12,000)	197,220 (12,000)	—	—	10 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	34,825 (7,200)	34,825 (7,200)	—	—	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	232,046 (19,200)	232,046 (19,200)	—	—	14 (4)

- (注) 1. 上記取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与、執行役員兼務取締役の執行役員分報酬は含まれておりません。なお、執行役員兼務取締役については、執行役員分報酬の支給はありません。
2. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額28,040千円（取締役25,614千円、監査役2,425千円）が含まれております。

### ② 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

### ③ 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

### ④ 非金銭報酬等に関する事項

該当事項はありません。

### ⑤ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2003年6月27日開催の第55期定時株主総会において月額2,500万円以内（ただし、使用人分給与、執行役員分報酬は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名です。

監査役の報酬限度額は、2001年6月28日開催の第53期定時株主総会において月額500万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

### ⑥ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の処遇に関する規程を取締役会において定めており、報酬の決定については、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内で、代表取締役の報酬額を100とした場合に、役職ごとに定められた一定の割合におさめることを規定しております。また、取締役会において会長および社長に一任することができる旨を規定しております。

決定された個人別の報酬額については、コーポレート本部長、総務部長、企画室担当役員が役員の処遇に関する規程に沿ったものであることを確認しております。また、報酬の付与時期については、各取締役の報酬額の12分の1相当額を従業員給与の支給日と同一の日に支給するものとしております。

### ⑦ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

各取締役の個別の報酬につきましては、取締役会において代表取締役社長川野茂に一任し、同氏が役員の処遇に関する規程に基づき算定し、決定しております。

代表取締役に各取締役の個別の報酬を一任している理由は、当社の企業規模、業績等を勘案し、代表取締役に一任することが適切であり、また、専権事項であるとの認識によるものであります。

### ⑧ 社外役員が親会社等または親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## (6) その他会社役員に関する重要な事項

2023年4月1日付にて、次のとおり取締役ならびに執行役員の地位および担当に変更がありました。

地位および担当		氏名	重要な兼職の状況
常務取締役 常務執行役員	デジタルイノベーション推進室担当役員、 安全品質環境室担当役員兼務	福 島 博 喜	—
常務取締役	社長付	癸生川 浩 樹	—
常務取締役	社長付	古 平 光 一	—
取締役		野 村 郁 雄	—
取締役 執行役員	パイプライン事業本部長	森 川 久 男	—
執行役員	エンジニアリング事業本部ガス設備部長	河 野 文 彦	—
執行役員	監査室担当役員、企画室担当役員兼務	榊 田 博 俊	—

## (7) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

氏名	重要な兼職の状況
取締役 初瀬 良治	該当事項はありません。
取締役 池田 俊雄	該当事項はありません。
監査役 戸原 健夫	精工化学株式会社 社外監査役
監査役 舘 茜	由比税理士法人 代表社員 株式会社由比企画 取締役

- (注) 1. 当社と精工化学株式会社との間には特別の関係はありません。  
2. 当社と由比税理士法人との間には特別の関係はありません。  
3. 当社と株式会社由比企画との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 初瀬 良治	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回すべてに出席いたしました。 企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、取締役会では専門的見地と客観的・中立的な立場から積極的に意見を述べており、経営の監督と経営全般への助言等を行うなど、取締役会の活性化および意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役会以外の社内会議にも出席し適宜必要な発言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取締役 池田 俊雄	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回すべてに出席いたしました。 企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、取締役会では専門的見地と客観的・中立的な立場から積極的に意見を述べており、経営の監督と経営全般への助言等を行うなど、取締役会の活性化および意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役会以外の社内会議にも出席し適宜必要な発言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
監査役 戸原 健夫	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、また、監査役会14回のうち14回すべてに出席いたしました。 金融機関における永年の経験と財務等に関する豊富な知見に基づく専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役 舘 茜	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回すべてに、また、監査役会14回のうち14回すべてに出席いたしました。 税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## 5 | 会計監査人に関する事項 |

### (1) 名称 藍監査法人

### (2) 報酬等の額

	支払額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,350
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,350

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画を実現するために必要な監査日数、監査時間および人数等についての資料を入手し説明を受けたうえで、報酬見積もりの算定根拠について確認し審議した結果、これらについて適切であると判断いたしました。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

## 6 | 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

### (1) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制

代表取締役を含む各取締役が決裁する書類については、当社文書規程に従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて各規程の見直しを行う。

### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社はグループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理の基本的枠組みを定めるほか、各部門における適切なリスク管理体制を整備する。
- ② 当社は事業運営に重大な影響を及ぼすリスクについて、リスクマップを策定し抽出するとともに、リスクの回避または低減のための対応策について経営品質委員会にて評価し必要に応じて見直しを行う。
- ③ 当社は自然災害などの重大災害に備え、「BCP（事業継続計画）」を策定し、役職員に周知するとともに定期的に訓練等を実施する。
- ④ 当社はISO 9001:2015規格で培ったノウハウを進化させ、当社独自に策定した品質管理システム【QP（Quality Plus）マネジメントシステム】に基づいて、クレーム処理、是正処置、予防処置を実施するとともに、代表取締役を委員長とした品質マネジメント会議にて、情報の共有と全社展開を推進する。
- ⑤ 「個人情報管理規程」、「特定個人情報（マイナンバー）取扱規程」、「情報管理規程」、「情報システム利用規程」に基づき、全社的な情報資産の機密性、安全性、可用性を確保する。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務執行に関しては、執行役員制度を導入している。
- ② 事業部制を採用し、取締役会において各事業部を担当する執行役員本部長を任命する。
- ③ 社長直轄組織を設置し、取締役会において各直轄組織を担当する執行役員を任命する。
- ④ 各本部の各部門の長は、取締役会において任命する。
- ⑤ 経営企画のマネジメントについては、毎年策定される年度計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成に向け施策を設け、その実施にあたる。また、経営目標が当初の予定どおり進捗しているか、計画進捗会議にて定期的に業績報告を行い検証する。
- ⑥ 日常の業務執行に際しては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき権限の委譲が行われ、各階層の責任者が意思決定ルールにのっとり業務を遂行する。



#### (4) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は証券取引所におけるコーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備を受け、ガバナンスガイドラインを定める。
- ② 当社はより確かなコーポレート・ガバナンスのために、独立役員として社外取締役2名および社外監査役2名を届け出する。
- ③ 各部門の長を委員としたコンプライアンス推進会議において定めた年度実施計画の基本方針に基づき、各部門で強化策を展開するとともに、コンプライアンスに関する研修等を実施することによって「協和日成グループ行動基準」の浸透とコンプライアンスマインドの継続的な高揚を図ることとする。また、「協和日成グループ行動基準」において、反社会的な勢力・団体との関係の遮断を明文化することで全社員に対し会社の意思を表明するとともに、本社地区特殊暴力防止対策協議会への加盟、本社・各拠点に不当要求防止責任者を選任し、反社会的な勢力・団体に関する情報の収集・管理や対応マニュアルの整備等、体制構築に向けての検討を行い、積極的に全社展開を推進する。
- ④ 内部統制システムの体制整備に関する基本方針にのっとり、財務報告に係る内部統制監査に加え、業務・コンプライアンス監査を実施する。

#### (5) 次に掲げる当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）の職務の執行にかかわる事項の当社への報告に関する体制
  - イ. 当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報の報告・承認について監督する。
  - ロ. 子会社の取締役には当社の取締役または執行役員が1名以上就任する。また、子会社の監査役には当社の取締役・執行役員または監査役が1名以上就任し、子会社における業務および財務の状況を定常的に監督するとともに、重要な情報はその任に当たる取締役・執行役員または監査役が当社の取締役会に報告する。

- ② 子会社の損失の危険に関する規程その他の体制
  - イ．当社はグループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づきグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
  - ロ．当社は自然災害などの重大災害に備え、「BCP（事業継続計画）」を策定し、子会社の役職員に周知するとともに定期的に訓練等を実施する。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ．当社は子会社に対して、当社の職務権限規程に準拠した体制を構築させる。
  - ロ．当社は子会社に対して間接業務（経理、総務関連業務等）の支援を行う。

#### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、その任に対応できる人員を配置する。

#### **(7) (6) における使用人の当社取締役からの独立性に関する事項および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人には、当社の業務執行にかかわる役職を兼務させない。また、当該使用人は、当社の就業規則に従うが、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動、処遇（査定を含む）、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

#### **(8) 次に掲げる当社監査役への報告に関する体制**

- ① 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制
  - 取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れのあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。
- ② 当社の子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
  - イ．当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に重大な損害を与える事項が発生し、または発生する恐れのあるとき、当社グループの役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。

ロ. 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。

#### (9) (8) において報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

#### (10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかわる方針に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、職務執行に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求にかかわる費用または債務が当該監査の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 監査役会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ③ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を支弁するため、一定額の予算を設ける。

#### (11) 監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役その他の取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識し、監査役からの要請に応じて監査環境の整備に努める。
- ② 当社は、監査役と代表取締役との定期的な意見交換の実施、内部監査部門との連携体制の整備、会計監査人等の専門家との意思疎通を図るための体制の整備を行う。

## 7 | 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 |

前記内部統制システムの体制整備に関する基本方針に基づく、第75期事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりです。

### (1) 内部統制システム全般

当社は、内部統制システムの体制整備に関する基本方針にのっとり、13部門、10拠点に対して、財務報告に係る内部統制監査を行うとともに、会計業務以外の業務活動および組織・制度に対し、適正性・法令遵守を確保する体制の運用状況を確認するため、2部門、8拠点に対して、会社法にのっとり業務・コンプライアンス監査を実施いたしました。

### (2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための取り組み

- ① 各社内行事開催時には、代表取締役から、コンプライアンスに関するトップメッセージを発信いたしました。
- ② コンプライアンスマインドの醸成・職場のハラスメント防止等を目的として、執行役員からのコンプライアンスメッセージを発信いたしました。
- ③ 部長を構成メンバーとしたコンプライアンス推進会議を開催し、各部門で策定した実施計画に対する展開状況を報告し、情報を共有いたしました。
- ④ 各拠点から選任されたコンプライアンス推進リーダーを対象に会議・コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス情報の提供等により、コンプライアンスマインドの醸成を図りました。
- ⑤ 全部門に「コンプラサポート便（Q&A）」を配付するとともに、コンプライアンスに関するDVDを用いた事例研究を実施いたしました。
- ⑥ 全役職員に配付されている「協和日成グループ行動基準」について、各部門で周知・徹底を図りました。
- ⑦ 内部通報相談窓口の周知を図るため、相談窓口の概要や相談の流れ等の情報を社内イントラネットに掲載しております。
- ⑧ 内部情報管理規程および内部者取引防止規程にのっとり、重要事実等の情報の取り扱いを徹底し、インサイダー取引防止の強化に努めました。

- ⑨ 反社会的な勢力・団体との関係遮断については、「協和日成グループ行動基準」に明文化しており、継続的に各部門にて周知を図っております。また、警察および弁護士との連携のほか本社地区特殊暴力防止対策協議会への加盟、本社・拠点に不当要求防止責任者を選任し、反社会的勢力に関する情報を収集しております。
- ⑩ 経営品質委員会の下に設置されたガバナンスプロジェクトにおいて、コーポレートガバナンス・コード全83項目について、コードの要求事項と当社の取り組み状況を整理したうえで、2022年6月「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を改訂いたしました。また、2022年12月にガバナンスプロジェクトにおいてエクスプレイン項目についての取り組みスケジュールの確認をいたしました。

### (3) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する取り組み

- ① 文書規程、情報管理規程およびセキュリティポリシー等に基づき、取締役会議事録等の重要書類、個人情報および重要情報を適切に保存・管理しております。
- ② 基幹システムおよび社内イントラネットは、法・制度改正の都度、機能の改善を実施しております。

### (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する取り組み

- ① 毎月品質マネジメント会議を開催し、工事の施工にかかわるクレーム対応、改善処置および予防処置について情報を共有するとともに、QPマネジメントシステムに基づいた活動を全社展開しております。また、リスクアセスメントガイドラインに基づき、リスクアセスメント実施管理者会議、労災勉強会、産廃処理管理勉強会および安全運転管理者会議を開催しております。
- ② 個人情報管理規程、特定個人情報（マイナンバー）取扱規程、情報管理規程および情報システム利用規程に基づき適切に運用し、全社的な情報資産の機密性、安全性の確保に向け、情報の分類、保管場所、セキュリティおよび責任者等を記載した「個人情報ワークシート」を全部門作成し、棚卸しを実施いたしました。
- ③ 代表取締役社長を委員長とし、取締役・監査役（社外含む）、執行役員を構成メンバーとした経営品質委員会を年2回開催し、経営に重大な影響を与える可能性のあるリスクの棚卸およびそのリスクのモニタリングならびに統制活動等の審議を行うとともに、統制活動が不十分と判断されたものに対しては、執行部門にその是正を求めました。

#### (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取り組み

- ① 取締役会規程に基づき、取締役会を14回開催いたしました。定例取締役会の各議案・報告事項については、事前に経営会議を開催し、社内協議を経たうえで取締役会に上程しております。
- ② 取締役会では、各取締役の業務執行状況を監督するために、四半期ごとに各担当取締役による業務執行報告を実施いたしました。
- ③ 業績および事業計画の進捗管理については、四半期ごとに行われる計画進捗会議に社長、本部長・担当役員、執行役員が出席し、目標予算や過年度業績に対する当期実績の詳細や予測について把握・確認しております。また、本会議の資料および議事録については社外取締役および監査役（社外含む）に共有しております。
- ④ 月次業績および累計業績については、月次決算後システムにより自動的に社内イントラネットに掲載され、迅速に報告されています。
- ⑤ 取締役会の実効性をより向上させるため、アンケート形式による各取締役・監査役の自己評価を実施しており、その結果・評価について、取締役会で報告・議論を行い、実効性が確保されていることを確認しております。

#### (6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組み

- ① 当社の取締役および執行役員が子会社の取締役に就任しているほか、当社の取締役が子会社の監査役に就任しており、定期的に行われる子会社の取締役会にて上程される議案について、適正であることを監督しております。
- ② 関係会社管理規程に基づき、担当部門から、子会社の業績および重要な事項等について、当社取締役会にて必要に応じて報告され、または決議事項として上程されており、適切に運用されております。

#### (7) 財務報告の信頼性を確保するための取り組み

- ① 業務プロセスに対する内部統制の有効性の評価にあたり、事前に全社的内部統制評価を行い、有効であることを「全社的内部統制評価報告書」としてまとめ、取締役会にて決議をいたしました。
- ② 監査室が第75期監査計画に基づき、会計監査人、監査役と連携を図りながら、財務報告に係る業務プロセスについて、整備状況評価および運用状況評価を実施いたしました。

## (8) 監査役の職務の執行に伴う体制確保に向けた取り組み

- ① 当社の監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役2名の4名で構成されております。監査役は、年2回開催している経営品質委員会に出席し、主要リスクの内容、統制活動等について報告を受けております。
- ② 常勤監査役は、取締役会や経営会議等、会社における主要会議に出席し、業務執行が適切に行われているかを把握・確認するとともに、監査役会にて情報共有をしております。
- ③ 監査役は、取締役会に出席し、取締役等から行われる業務報告・業績進捗報告に対して、質問や意見を述べ、取締役の業務執行状況および取締役会の運営や議案決議の適法性・妥当性を監視しております。
- ④ 常勤監査役は、監査室が実施している、財務報告に係る内部統制監査および会社法にのっとりた業務・コンプライアンス監査に同行しており、部拠点における内部統制の整備・運用状況、会計業務以外の業務活動および組織・制度に対し、適正性・法令遵守を確保する体制の運用状況が適切に行われていることを監視しております。
- ⑤ 常勤監査役は、経理部と連携し、会計監査人による拠点監査に同行しており、各拠点における監査人監査について適切に行われていることを監視しております。





## 損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
<b>売上高</b>		
完成工事高	32,902,733	
手数料売上高	1,569,995	34,472,729
<b>売上原価</b>		
完成工事原価	30,972,603	30,972,603
<b>売上総利益</b>		
完成工事総利益	3,500,126	3,500,126
<b>販売費及び一般管理費</b>		2,358,289
<b>営業利益</b>		<b>1,141,836</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	6,314	
受取配当金	58,178	
受取手数料	56,777	
不動産賃貸料	21,480	
還付金収入	41,167	
貸倒引当金戻入額	587	
雑収入	52,056	236,561
<b>営業外費用</b>		
支払利息	246	
不動産賃貸費用	8,070	
支払手数料	31,056	
雑支出	967	40,340
<b>経常利益</b>		<b>1,338,057</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	747	747
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	7,750	7,750
<b>税引前当期純利益</b>		<b>1,331,054</b>
法人税・住民税及び事業税	358,653	
法人税等調整額	38,792	397,446
<b>当期純利益</b>		<b>933,608</b>

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
						別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	590,000	1,909	9	1,918	145,591	5,300,000	584,720	10,548,165	16,578,477	△36,040	17,134,356	
当期変動額												
圧縮積立金の取崩							△2,017	2,017	—		—	
剰余金の配当								△322,355	△322,355		△322,355	
当期純利益								933,608	933,608		933,608	
自己株式の取得										△532,530	△532,530	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)												
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△2,017	613,269	611,252	△532,530	78,721	
当期末残高	590,000	1,909	9	1,918	145,591	5,300,000	582,703	11,161,435	17,189,730	△568,570	17,213,078	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	482,765	482,765	17,617,122
当期変動額			
圧縮積立金の取崩			—
剰余金の配当			△322,355
当期純利益			933,608
自己株式の取得			△532,530
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△55,905	△55,905	△55,905
当期変動額合計	△55,905	△55,905	22,816
当期末残高	426,860	426,860	17,639,938

## ■ 監査報告

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社協和日成  
取締役会 御中藍監査法人  
東京都港区  
指定社員 公認会計士 関 端 京 夫  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 富 所 真 男  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社協和日成の2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

株式会社協和日成 監査役会

常勤監査役	山	口	雄	司	Ⓔ
常勤監査役	神	長	建	史	Ⓔ
社外監査役	戸	原	健	夫	Ⓔ
社外監査役	舘			茜	Ⓔ

以 上

## 株主総会会場ご案内図

### 会場

東京都中央区入船三丁目8番5号  
当社本店3階ホール

### 交通

東京メトロ有楽町線  
東京メトロ日比谷線  
JR京葉線、東京メトロ日比谷線

「新富町駅」 7番出口より徒歩3分  
「築地駅」 3a番出口より徒歩7分  
「八丁堀駅」 A2出口より徒歩8分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。